

年金定期預金 2 型 (パートナー 1500)

島田信用金庫

平成30年4月1日現在

1. 商品名 (名称) (略称)	<ul style="list-style-type: none"> ・自由金利型定期預金<M型>[単利型] 預入金額300万円未満…スーパー定期 預入金額300万円以上…スーパー定期300 ・年金定期預金2型 ・パートナー1500
2. 販売対象	<p>下記の要件に該当する個人の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫に公的年金(国民年金・厚生年金・各種共済年金・労災年金)の振込指定口座を有する方または振込指定して頂いた方
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式1年 ・預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利継続)の取扱いができます。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入限度額 (4) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括してお預け入れいただきます。 ・1,000円以上 ・一人1,500万円以内 (預入時は限度額内での取扱いとなります。自動継続時においては利息による超過分については預入限度額に含まれません。) ・1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括してお支払いします。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時の「スーパー定期」または「スーパー定期300」の店頭表示金利に0.05%を上乗せした利率を約定利率として満期まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における「スーパー定期」または「スーパー定期300」の店頭表示金利に0.05%を上乗せした利率を適用します。 ただし、販売対象に該当しなくなった場合は、自動継続時に「スーパー定期」または「スーパー定期300」の店頭表示金利を適用し当金庫にて書替させていただきます。 ・上乗せ利率については、金利情勢の変化により変更になる場合があります。 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とした日割計算により算出します。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)が分離課税されます。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	不 要
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満20歳以上のお客さまは、総合口座(自動継続扱いのみ)による当座貸越のお取扱いができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・個人の場合はマル優のお取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口へお問い合わせください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時、電話：0120-77-3229)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談

	<p>所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>その他、当金庫リスク統括部、一般社団法人静岡県信用金庫協会（9時～17時、電話：054-255-5530）を通じて、静岡県弁護士会のあっせん・仲裁センターを利用することができます。また、お客さまから各弁護士会（静岡支部 10時～16時、電話：054-252-0008）、（浜松支部 10時～16時、電話：053-455-3009）、（沼津支部 10時～16時、電話：055-931-1848）に直接お申し出いただくことも可能です。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）